

発信者情報開示の在り方に関する研究会（第10回）

1 日時 令和2年11月12日（木）11時00分～12時00分

2 開催形式 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
栗田構成員、清水構成員、北條構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）オブザーバ

法務省民事局 大野参事官

最高裁判所事務総局民事局 渡邊第二課長

（3）総務省

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信
基盤局総務課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行
政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、中川課長補佐

4 議事

（1）最終とりまとめ（案）について

（2）意見交換

【曾我部座長】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
ます。

定刻となりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会第10回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

それでは、冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

(報道カメラ撮影)

【中川課長補佐】 会議冒頭カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道カメラ退室)

【曾我部座長】 では、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の中川でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たって、お名前を冒頭に必ず御言及いただけますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名させていただきます。

発言する際にはマイクと映像をオンにして御発言をお願いいたします。また、大変申し訳ないですが、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上となります。

なお、本日、上沼構成員は所用により遅れての御出席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。

曾我部座長、よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。

本研究会のこれまでの会合におきまして、構成員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門の観点から毎回精力的に御議論をいただきました。そして、10月26日に開催されました第9回会合におきまして、今までの御議論を踏まえた「最終とりまとめ骨子（案）」を御議論いただきました。

前回会合終了後に、この「最終とりまとめ骨子（案）」に対する御議論等も反映した上で、事務局において「最終とりまとめ（案）」を整理いただきました。この「最終とりまとめ（案）」につきまして、構成員の皆様方には事前に御覧いただき、御意見を頂戴して事務局で修正案を作成し、また御覧いただくというプロセスを複数回繰り返し、本日の会合までの間に、「最終とりまとめ（案）」に対して構成員の皆様方の御意見を可能な限り反映するようにしてきたところです。

それでは、まずは、事務局から「最終とりまとめ（案）」について御説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。それでは、資料10-1に基づき、「最終とりまとめ（案）」について御説明したいと思っております。

まず、目次、御覧ください。4章構成になっておりまして、第1章が発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について、第2章が発信者情報の開示対象の拡大、第3章が新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全、第4章に裁判外（任意）開示の促進となっております。

まず、1ページ目から参りたいと思います。第1章でございます。検討の背景でございます。

昨今では、著作権を侵害する悪質な海賊版サイトの台頭や、SNS上での誹謗中傷等の深刻化など、様々な権利侵害に関する被害が発生しております。

このため、インターネット上の匿名の発信者による投稿に関して被害を受けた者は、被害回復のため、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示により発信者を特定し、損害賠償請求等を行うことが考えられるが、後述のとおり、現在の発信者情報開示制度に関しては様々な課題が指摘されており、円滑な被害者救済が図られないという声があります。一方で、言わば発信者情報開示の悪用とも考えられるケースが見られるようになっている

との声もございます。

したがって、インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加及び発信者情報開示制度の悪用等の現状を踏まえ、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の在り方について当研究会を開催し、以下、検討を行ったとしております。

2 番目に、発信者情報開示の概要でございます。

(1) 制度概要でございます。

プロバイダ責任制限法は、第4条において、一定の要件を満たす場合には、プロバイダに対し、当該加害者の特定に資する情報の開示を請求する権利を定めております。

また、発信者情報の範囲については、省令で定めることとされております。

3 ページ目でございますが、この点について、本研究会の中間とりまとめを踏まえまして、総務省は令和2年8月に省令改正を行い、発信者の電話番号を開示の対象となる発信者情報に追加いたしました。

(2) 発信者情報開示の実務の現状でございます。

発信者情報開示の場面では、多くの場合、まずコンテンツプロバイダへの開示請求、次にアクセスプロバイダへの開示請求を経て、発信者を特定した上で、その次に発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要となっております。

4 ページ目、(3) 実務の課題でございます。

まず1つ目、ア、発信者を特定できない場面の増加でございます。近年、投稿時のIPアドレス等を記録・保存していないコンテンツプロバイダの出現により、投稿時のIPアドレスから通信経路をたどることにより発信者を特定することができない場合があるほか、アクセスプロバイダにおいて接続先IPアドレス等の付加的な情報を必要とする場合があるなど、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加しております。また、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合があるなどのため、発信者の特定に至らない可能性がございます。

イ、発信者の特定のための裁判手続の負担でございます。発信者の特定のため、一般的には、前述のとおり2回の裁判手続が必要になることから、これらの裁判手続に多くの時間やコストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっているという現状がございます。

5 ページ目でございます。3 番目、検討に当たっての基本的な考え方でございます。

まず、発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何かを確認した上で、その実現のための具体的な方策の在り方について検討を深めることが適当であるとしております。

具体的には、権利侵害を受けたとする者、いわゆる被害者の救済がいかに円滑に図られるかという点と、適法な情報発信を行っている者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密をいかに確保するかという点の調和を適切に確保することにあると考えられます。

したがって、具体的な制度設計に当たっては、常にこの観点に留意しながら検討を深めることが適当であるとしてございます。

続きまして、第2章、発信者情報の開示対象の拡大でございます。

ページ飛びますが、7ページ目以降にログイン時情報について記載をしております。8ページ目、御覧ください。中間とりまとめにおいては、「『ログイン時情報』については、開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる『開示関係役務提供者』の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体化を進めていくことが適当である」とされたところでございます。

(1) 発信者の同一性でございます。

ログイン時通信は、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信であることから、仮にそれぞれの通信の発信者が異なるにもかかわらず、ログイン時情報として、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されてしまった場合には、当該発信者以外の者の通信の秘密やプライバシーなどを侵害することとなります。

この点を踏まえると、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要があるとしてございます。

9ページ目、(2) ログイン時情報の範囲でございます。

まず、補充性要件でございます。

現行法上は、原則として、権利侵害投稿に係るIPアドレスをたどって発信者を特定することを想定していることから、ログイン時情報など、権利侵害投稿時の通信とは異なる通信に関する情報をたどって発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであり、その要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路をたどって発信者を特定することができない場合に限定することが適当であるとしております。

続きまして、イ、権利侵害投稿との関連性でございます。

開示の対象とすべきログイン時情報の範囲に関しては、①から③のとおり、様々な考え
方について御指摘がございました。

この点、前述のとおり、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報をたどっ
て発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な
取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定
を付すことが適当であるとしてございます。

また、例えば、仮に大量のログイン時IPアドレス等がコンテンツプロバイダから開示
され、アクセスプロバイダに提供される場合には、アクセスプロバイダにおいて発信者を
特定するために大きな負担がかかるほか、一意の者を特定できないことも生じると考えら
れることから、開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に
必要最小限度のものに限定することが適当であるとしてございます。

次に、ログイン時情報の通信以外に開示対象に含み得る情報でございます。

ログイン時の通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関連する情報をた
どって発信者を特定することが可能な情報としては、電話番号などによるSMS認証を行
った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報などが存在します。
これらの情報についても、前述の補充性要件及び権利侵害投稿との関連性の観点から開示
の対象とすべき範囲について発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することとし
た上で、開示の対象とすることが適当であるとしております。

具体的な制度設計に当たっては、上記アからウの観点を踏まえまして、ログイン時情報
などの、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報をたどって発信者を特定
することが可能な情報について、法律及び省令において明確化することが適当であるとし
てございます。

11 ページ目でございますが、(3) 開示請求を受けるプロバイダの範囲でございます。

ログイン時情報などを開示対象とした場合、当該情報に係る権利侵害投稿通信以外の通
信を媒介したアクセスプロバイダや電話会社は、プロバイダ責任制限法第4条第1項に規
定する「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得るとしております。

したがって、法改正により、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提
供者」の要件や範囲の見直しを行うことが適当であるとしてございます。

3 番目、まとめでございます。発信者情報の開示対象としての「ログイン時情報」につ
いては、開示対象となるログイン時情報などの発信者情報の範囲や、請求の相手方となる

「開示関係役務提供者」の範囲について見直しを行う観点から、改正及び省令改正を行うことが適当であるとしております。

続きまして、第3章、新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全について御説明したいと思っております。

12ページ目の真ん中辺りを御覧ください。中間とりまとめにおいては、新たな裁判手続に関して、「非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを創設することについて、創設の可否を含めて検討を進めることが適当である」とされ、また、特定の通信ログの早期保全のための方策については、「権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である」とされたところでございます。

まず1番目、非訟手続の創設の利点と課題の整理でございます。

非訟手続を創設する場合の利点としては、非訟手続には柔軟な制度設計が可能であるという特徴があることから、制度設計次第で、例えば、①2回の裁判手続を1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること、②特定のログを迅速に保全可能とする仕組みと密接に組み合わせた制度を実現することが可能であり、発信者が特定できなくなるという課題を解消することが可能になること、③コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続においては、裁判所が運用上一定程度後見的な役割を担い得ることで、発信者の保護を考え得ること、④事案に応じて、特に権利侵害が明らかな誹謗中傷など、争訟性が低い事案について、より迅速な判断を可能とする仕組みを創設することが可能であること、⑤海外事業者に対する迅速な開示手続となり得ること、などが挙げられます。

他方で、非訟手続を創設する場合の課題としては、①適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること、②手続の濫用の可能性があり得ること、③開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があり得ることなどが挙げられます。

14ページ目の2番目でございます。実体法上の開示請求権と非訟手続の関係についてでございます。

新たな裁判手続として、非訟手続を創設する場合、実体法上の請求権に「代えて」非訟手続とする考え方、いわゆる案1の考え方と、請求権を存置して、これに「加える」形で

非訟手続を新たに設ける考え方、いわゆる案2の考え方があり得るとしております。

案1の利点としては、①最終的な開示までの手続全体を簡略し、迅速な開示が可能になること、②制度の組合せによる選択肢が簡潔となり、実務上の運用が安定すること、などが挙げられます。

次に、いわゆる案2の場合には、原則として非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続における開示可否判断に異議がある場合には、訴訟手続において慎重な審理を行うというプロセスが想定されます。

この場合の利点としては、①争訟性が低く訴訟に移行しない事件については非訟手続限りでの早期の解決が可能となること、②請求権を持つという被害者の地位が現行法と同程度に確保されること、③争訟性が高い事案においては開示可否判断に異議がある際には従来どおり訴訟手続が保障されること、その他、④から⑦などの利点が挙げられます。

15ページを御覧ください。これらの比較を踏まえ、新たな裁判手続の創設に当たっては、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を両立した制度設計が求められることから、開示可否について1つの手続の中で判断可能とした上で、現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当であるとしております。

なお、開示手続とは別に特定のログを迅速に保全可能とする仕組みが創設できるのであれば、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み、開示判断については、非訟手続を創設するのではなく、現行法と同様に訴訟手続とすることが望ましいという指摘もございました。

これに対しては、迅速性や手続負担の軽減の観点から、訴訟手続よりも簡易迅速な中間的な制度を創設することについて積極的な意義が認められるという指摘や、非訟手続の場合、海外事業者に対して迅速な開示手続が可能になるという利点が大きいと考えられるという指摘がございました。

これらの点に加えまして、非訟手続においても、後述のとおり、適切に発信者の権利利益の保護を図るとともに、これに加えて、争訟性が高い事案については、非訟手続の決定後に訴訟に移行する可能性を担保することにより、開示手続を非訟手続としても、発信者の権利利益の確保に十分配慮することが可能であると考えられます。

以上の点を考慮すれば、開示判断を常に訴訟手続で行うものとしてはどうかという意見

もあったものの、特定のログを迅速に保全可能とする仕組みのみならず、開示手続についても、前述のとおり非訟手続とし、両者を1つの手続の中で行うこととすることがより適当であるとしてございます。

以上のとおり、中間とりまとめにおいて「被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報開示の適否を判断・決定する仕組みを創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である」とされた点については、現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当である。なお、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み開示手続は訴訟とすべきという指摘があったことも踏まえつつ、非訟手続の具体的設計においては、以下検討を行うように、発信者の権利利益の保護に関して最大限配慮を行うことが必要であるとしてございます。

続きまして3番目、新たな裁判手続についてでございます。

(1) 裁判所による命令の創設でございます。

例えば、裁判所が、被害者からの申立てを受けて、新たな裁判手続として、3つの命令を発することができるなどの手続を創設することが考えられます。1つ目の命令としては、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダなどに対する発信者情報の開示命令でございます。2つ目の命令は、コンテンツプロバイダが保有する権利侵害に係る発信者情報を、被害者には秘密にしたまま、アクセスプロバイダに提供するための命令でございます。3つ目の命令は、アクセスプロバイダに対して、コンテンツプロバイダから提供された発信者情報を踏まえて権利侵害に関連する発信者情報の消去を禁止する命令でございます。

18ページ目、下のほうでございますが、ア、3つの命令の関係性でございます。具体的な手続の流れとしては、コンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスと、アクセスプロバイダの特定及びログの保全手続のプロセスは、同時並行で進められることが想定されます。提供命令によりアクセスプロバイダを特定することができた場合、当該アクセスプロバイダがコンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスに加わり、両者が一体として開示命令を受けるといった流れが想定されます。他方で、提供命令のプロセスでアクセスプロバイダを特定できない場合なども考えられることから、現行制度に類似の2段階のプロセスをたどる余地を残しておくなど、一定程度柔軟な運用を確保することも必要であると考えられます。

19ページ目、イ、開示命令のフローでございます。この場合、訴訟に移行しない事件は非訟手続限りで開示命令を含めた早期解決が可能となり、また、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能になると考えられます。

ウ、アクセスプロバイダの特定作業を行う主体でございます。コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、被害者側以外の者が特定作業を行う必要がございます。この点、例えばコンテンツプロバイダや裁判所が特定主体として想定されるところ、裁判所が特定作業を行うとした場合、職員の職責上の制約や、必要とされる人材を確保できないなどの課題が多いと考えられるため、アクセスプロバイダの特定作業は、コンテンツプロバイダが行うこととすることが適当であるとしております。

20ページ目のエ、アクセスプロバイダや発信者の特定方法でございます。典型的には、WHOISなどを活用してIPアドレスからアクセスプロバイダを特定する方法が想定されます。この際、アクセスプロバイダが多層構造になっている可能性があることなどに留意する必要があると考えられます。また、接続先IPアドレスやポート番号といった付加的な情報が適切にアクセスプロバイダに提供されることが必要となるケースがあることから、これに対応する必要があるとしております。これらの点を踏まえると、コンテンツプロバイダを特定主体としつつ、アクセスプロバイダの特定及び発信者の特定に資する情報の提供を迅速かつ適切に行うためには、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者などが協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である。したがって、総務省は、制度的な検討と並行して、上記の体制及びノウハウ共有を行う場の立ち上げについて、事業主団体及び民間事業者等と連携して取り組むことが適当であるとしてございます。

21ページ目のオ、提供命令と消去禁止命令の発令要件についてでございます。提供命令及び消去禁止命令は、発信者情報の開示に至る中間段階の手続であって、とりわけ迅速な発令が求められ、また、上記のとおり、発信者の特定に結びつく情報を被害者には秘密にしたまま行われることにより、プライバシー侵害の懸念なども低いと考えられることを踏まえると、これらの命令の発令要件については、現在の開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当であると考えられるとしてございます。

(2) 新たな手続における当事者構造でございます。

22ページ目でございますが、中間とりまとめの記載のとおり、新たな裁判手続における当事者構造については、現行制度と同様に、プロバイダが直接的な当事者となり、発信

者への意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造を維持することが適当であると
してございます。

続きまして、（３）発信者の権利利益の保護でございます。

ア、発信者への意見照会でございます。

２３ページ目、御覧ください。①プロバイダを経由した発信者の意見の反映でございま
す。まず、現行制度の場合と同様に、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判所の手続
の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会によって発信者の意見を確認することは、
発信者の意見を踏まえてプロバイダが適切に対応することに資すると考えられます。この
際、プロバイダがより適切に発信者の意見を反映させることができるよう、例えば、照会
の際に、「開示するかどうか」に加えて、「不開示の場合、その理由」を聞くこととする
方法が考えられるとしてございます。

②意見照会による萎縮効果への対応でございます。いわゆる「スラップ訴訟」と呼ばれ
るような、開示請求の濫用の場合にもプロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信
者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれがあるのではないかという指摘がございまし
た。２４ページ目でございますが、この点、現行法においても、意見照会を行わなくても
よい場合が規定されているものの、どのような場合に、開示請求の濫用であり意見照会が
不要であるかの判断をプロバイダが行うことは多くの場合難しいと考えられ、やはり原則
としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当であると考えられます。ただし、
開示請求の濫用であり、意見照会が不要である場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の
中で図られるのであれば、状況に応じて、ガイドラインなどへの追記を検討していくこと
も望ましいとしております。

③発信者への直接的な手続保障でございます。通常の見解照会を行った上でさらに発信
者が望む場合や、意見照会などに関してプロバイダが不熱心な応訴態度を示した場合には、
発信者が追加的に意見を述べて、それを審理の中で反映させる仕組みが必要ではないかと
いう指摘がございました。この点、まず１つ目ですが、被害者に対して秘匿しておきたい
部分について発信者自らが匿名化の責任を負った上で、裁判所に書面により意見を提出す
る方法があるなどの指摘がございました。２５ページ目の１パラ目ですが、次に、発信者
が望む場合に、匿名で手続関与を認める方法についての指摘がございました。２パラ目で
すが、裁判所による囑託等により、氏名・住所等の発信者情報の開示命令の発令前に必ず
１回は発信者の意見が聴取されることを確保する必要があるのではないかという指摘がご

ございました。続きまして3パラ目ですが、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行うことが有用ではないかという指摘もございました。これら、他方で、仮に一律に発信者に二度意見照会を行おうとする場合には、開示決定までの迅速性も失われるという課題が生じることも考えられます。また、裁判所が状況に応じてプロバイダに対して発信者の意見聴取を命じる制度を創設してはどうかという今まで述べた指摘もあるものの、制度創設の必要性や実効性が必ずしも高くはないとも考えられます。26ページ目でございます。これらの指摘を踏まえると、プロバイダとしては、手続の初期の段階で適切にプロバイダによる意見照会により発信者の意見を確認することが基本と考えられます。ただし、開示手続の途中で発信者から追加的に意見を述べたい旨の意向が示された場合や、発信者自らが匿名化の責任を負った上で裁判所に書面により意見を提出したいという意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じて適切な対応を図ることが望ましいと考えられます。

④裁判所による発信者への通知・意見照会でございます。裁判所から発信者に直接連絡する仕組みを設けた場合、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いという指摘があった点に留意が必要であるとしてございます。

これらのことから、具体的な制度設計に当たっては、上記の①から④の議論を踏まえ、原則として現行の意見照会制度を維持することとしつつ、より適切に発信者の意見を反映させるための方策を設けられることが望ましい。その際、新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが連携してより確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能ではないかという指摘があったことにも留意し、制度の具体化について検討を行うことが望ましいとしてございます。

イ、発信者の異議申立てへの関与でございます。

27ページ目、御覧ください。前述の2で検討したとおり、いわゆる案2を採った場合、非訟手続による開示決定に対して、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能になると考えられます。この際、当事者はあくまでプロバイダであることから、異議申立てを行うかどうかについては最終的にはプロバイダが決定すべき事項であるものの、発信者の権利利益の保護という観点からは、異議申立てに発信者がどこまで関与すべきかという論点がございます。この点、発信者にも異議申立ての権限を与えることや、異議申立てに際して、プロバイダに発信者からの意見聴取を義務づけるという方策が考えら

れるのではないかという指摘がございました。

他方で、①から③に記載のとおり、様々な課題があるとも考えられます。

上記の観点を踏まえると、制度的には異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが最終的に決定すべき事項であるものの、発信者から非訟手続における開示決定に対して異議申立てを希望する意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての可否を検討することが望ましいと考えられます。特に、争訟性が高いと認められる事案について、裁判所により開示決定がなされた場合には、発信者の意向が十分に尊重されるよう一層配慮するとともに、より慎重に異議申立てにより訴訟に移行することの可否について検討を行うことが必要であると考えられます。

(4) 開示要件でございます。

具体的な開示要件については、中間とりまとめにおいて、「円滑な被害者救済を図る観点から、発信者情報開示請求権の開示要件について、より緩やかなものにすべきという考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある」とされたところでございます。

したがって、請求権を存置し、これに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方、いわゆる案2を採る場合であっても、中間とりまとめの記載のとおり、非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当であるとしてございます。

続きまして、イ、開示判断に係る事例の蓄積と透明性でございます。

非訟手続の場合、原則としては非公開で行われるため、裁判手続の判断に記載される理由の程度によっては、開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があるとの指摘がございました。

29ページ目でございますが、他方で、開示可否判断の理由の記載については裁判所の判断で適切な運用がなされることが想定される、また、②として、争訟性が低い事案についてまで必ず詳細な理由が示されることが必要であるとする、開示までの迅速性が損なわれることにも留意が必要という指摘がございました。

これらを踏まえ、新たな裁判手続における開示可否判断の理由の記載については、裁判

所において適切な運用が図られることを前提として、事業者団体及びプロバイダを中心に、関係者間で開示可否に関する事例の蓄積を図り、ガイドラインなどに追記していくことが望ましいとしてございます。

30ページ目、(5) 手続の濫用の防止でございます。

新たな裁判手続を導入した場合には、非訟手続により、発信者情報開示の請求を行いやすくなることが期待される反面、当該手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ訴訟）も増えるおそれがあるとの指摘もあることから、それを防止するための仕組みを検討する必要があります。

この点、蒸し返しの防止については、例えば、いわゆる案2を採る場合には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できるような制度設計が可能であると考えられます。

31ページ目ですが、他方で、手続の悪用・濫用は確かに問題であるものの、発信者情報開示制度の固有の問題というよりは民事上の紛争一般に存在する問題であるとの指摘がございました。

したがって、具体的な制度設計において、請求権を存置し、これに「加える」形で非訟手続を新たに設ける際には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できるような制度設計を図ることが適当であるとしてございます。

(6) 海外事業者への対応でございます。

まず、実効性確保という観点について、海外プロバイダに対する発信者情報の開示やアクセスプロバイダへの特定及び発信者情報の提供などは、新たな裁判手続の中で、非訟手続における裁判所による命令とすることにより、決定の実効性を確保することが適当であるとしてございます。

特に、大手海外コンテンツプロバイダも参加する形で、プロバイダや有識者が協力して、発信者の特定手法についてのノウハウ共有を行う場を形成することが必要であるとしてございます。

次に32ページ目ですが、送達の問題については、新たな裁判手続において、申立書の直接の送付など、条約で認められている簡易な方法による迅速な海外への伝達が可能となる仕組みとすることが適当であるとしてございます。

4番のまとめでございます。「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全」

のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利侵害に係る特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当であるとしてございます。

最後に第4章、裁判外、いわゆる任意開示の促進でございます。

33ページ目、御覧ください。請求権を存置し、これに「加える」形で非訟手続を新たに設ける、いわゆる案2の場合には、現行制度と同様、実体法上の請求権に基づき裁判外での開示請求も可能であるとされるところです。

さらに、これらの制度的な前提も踏まえつつ、裁判外での開示が円滑になされるためには、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインの集積といった方策が民間主導で進められ、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当であるとしてございます。

非常に長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

先ほども申し上げましたとおり、前回から今回までの間に、構成員の皆様方には事前にこの「最終とりまとめ（案）」を御覧いただき、御意見を頂戴し、事務局で修正案を作成し、また御覧いただくというプロセスを複数回繰り返しております。

本日の「最終とりまとめ（案）」におきまして、新たな裁判手続の創設に関し、被害者の迅速な救済を図りつつも、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密を適切に確保する観点から、1つは、開示要件について、現行法の「明白性要件」を維持すること、それから2番目として、中間とりまとめの後の御議論の結果を踏まえ、新たな裁判手続としての非訟手続について、現行法上の開示請求権に「代えて」ではなく、現行法の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに創設すること、それから3番目として、発信者への意見照会の重要性に鑑み、現行の意見照会制度を維持した上で、不開示の場合、その理由も併せて聞くなど、これを充実した上で、開示可否の異議申立てへの対応も併せて、プロバイダは発信者の意向を十分尊重するよう配慮を行うこと、といった具体的な方針を示すことができたのではないかと考えております。

お忙しい中であるにもかかわらず、構成員の皆様方には複数回にわたり「最終とりまと

め（案）」の御確認をいただき、充実した御意見をいただき、ありがとうございます。

構成員の皆様方からいただきました御意見の趣旨について十分に考慮した上で、本日の「最終とりまとめ（案）」に対しては可能な限り反映させていただいたことと思います。が、今後の具体的な制度設計や、その後の実運用に向けた期待や留意点等も含めまして、構成員の皆様方から特に御発言の希望がある場合にはこれからお願いしたいと思います。

なお、大変申し訳ございませんが、議事運営の関係上、御発言は各構成員につき1回に限らせていただければと存じます。

ということで、皆様いかがでしょうか。御発言ありましたらよろしく申し上げます。

では、垣内先生、お願いします。

【垣内構成員】 ありがとうございます。垣内です。

「最終とりまとめ（案）」の内容については、今、詳細に事務局から御説明いただいたところで、私の意見も十分に反映していただいているものと考えておりますけれども、特に、新たな裁判手続に関しまして思うところを若干述べさせていただきますと思います。

今般検討されました新たな裁判手続は、基本的には2つの課題を解決するということに大きな意味があるものだろうと考えております。1つは、アクセスプロバイダにおけるログが消去されてしまっておよそ救済が得られなくなってしまうという事態を防止するというので、その観点からログの早期の保全を可能にするということ。そして第2は、発信者特定のために、2回の裁判手続を要する、あるいは損害賠償のために訴訟を提起するとなれば3回の手続が必要となるといったような状況を言い換えますと、被害救済に非常に時間や負担が大きいという状況を改善し、その軽減を図るということ。この2つであります。

これらを解決するための手段として新たな非訟手続の導入が検討されたということですが、先ほども御紹介ありましたように、中間とりまとめの段階では、実体法上の請求権に代えてという形で実体法上の請求権を廃止し、非訟手続に一本化するということと言及されていたということですが、今回の「最終とりまとめ（案）」では、実体法上の請求権を存置しつつ、新たな非訟手続を導入するということを目指しているということかと思えます。

私自身は、これによりまして、裁判外での任意開示の基礎となるような実体法上の請求権、権利義務が維持されるということですし、また、場合によっては訴訟手続によって開示請求権を争う可能性が保障されるということですので、こういうことでよかったのでは

ないかというように考えております。

もっとも、アクセスプロバイダにおけるログの保全を簡易迅速な非訟手続によらしめるということはよいとしましても、開示命令についてまで非訟手続で出せるかどうかと、出せるようにすべきかどうかということについては、これも「最終とりまとめ（案）」の記載にありましたように両論があったところでありまして、通信の秘密あるいは表現の自由といった法益を重視する立場からは、常に訴訟によるべきであるという御意見もあったところです。「最終とりまとめ（案）」の内容としては、簡易迅速な非訟手続で開示命令まで出せるとすることとしつつ、異議申立てによって場合によっては訴訟で争えるということとしているわけですが、これは、事案によっては、簡易迅速に発信者特定まで可能にするとともに、とりわけ争訟性が高い事案については訴訟の可能性を残すと。また、発信者の利益保護については関係者が柔軟に対応していくというような考え方ということでありまして、私自身としては、被害者側の法益と発信者側の法益とを事案に応じた形で柔軟に調整する枠組みとして賛成できるものではないかと考えております。

ただ、柔軟な対応が可能だということは、これは適切な処理・解決が図られるためには、関係者が実際にどのような取組・対応をしていくかということが非常に重要であるということの意味するものでありますので、この点では特に3点ほど要望を申し上げておきたいと思っております。

まず第1に、プロバイダの役割が非常に重要でありまして、とりわけ発信者の利益を十分に考慮した対応を、意見照会あるいはその結果を適切に考慮するということによって図っていただきたいということを期待しております。

また、第2に、裁判所による適切な手続運営ということが非常に重要でありますので、これは様々な場面でそうですけれども、最終的な裁判の場面での事案に応じた適切な理由の説示などについても裁判所が適切に対応されることを期待したいと思っております。

また、第3点ですけれども、法改正等がされまして新たな手続が導入されれば、それで万事めでたしというわけにはいかないのでありまして、実際の運用がどうなるかということが非常に重要かと思っております。その点では、総務省をはじめとする関係各所におかれましても、引き続き適切な運用がなされているかということについて注意を払っていただきまして、場合によっては検証の場を設けるといったような取組も期待したいと考えているところでございます。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。では、清水先生、お願いします。

【清水構成員】 清水です。

この研究会の目的というのが、今、垣内先生も若干おっしゃっていましたが、被害者の迅速な救済という観点から法改正も検討しようというところにあつたのかなと思っております。その議論の中で新たな裁判手続についての議論が生まれたわけですけれども、匿名表現の自由にもかなり配慮しつつ、迅速化につながり得る手続の検討ができたのではないかなと思っております。

また、「最終とりまとめ（案）」では、「加えて」ということで、現行の制度・手続というのも使える形を志向しているわけですけれども、そのような現在の手続も使えるという形になれば、事案に応じた手続選択というのもできることになりますので、被害者の救済という観点からは非常によい形になったのかなと思っています。

また、そこまで議論にならなかったとか、問題にならなかったところでもあるんですけど、いわゆるログイン型投稿というものについても、これまで、そもそもアクセスプロバイダが「開示関係役務提供者」に当たるのかという議論を経なければ開示が否定されるという例もしばしばあつたところですので、法的に開示が認められるようになったという点でも迅速性に資するのではないかなと思っております。

実務家としてもとても勉強になった研究会でしたので、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、まず、大谷先生からお願いします。

【大谷構成員】 すみません、お先に時間をいただきましてありがとうございます。日本総研の大谷でございます。

今回、被害者の迅速な救済を図りつつ、保護すべき適法な匿名表現の自由など表現の自由そのものに対して後退があつてはいけないという意識を強く持ちながらこの検討会に参加させていただいたわけですけれども、具体的にどういう制度設計上の留意をすれば、通信の秘密ですとかプライバシーなどの価値を最低限損なわないような制度にすることができるのか、正直言って分からない部分がたくさんあつたところ、実務家の多くの方あるいはそれぞれの分野の専門家の方からたくさんの御意見や留意点を御説明いただきまして、この報告書には制度を実現する上での留意点といったものが子細に盛り込まれる形になつ

たのは、今後、制度を法律に落とし込む上で重要な内容になっているのではないかと考えております。

私個人は、基本的に裁判所は手放しで信頼できるように思って長年来ておりましたけれども、実際には、それを支えているのは攻撃防御の適切な機会であるとか対審構造があるといったことがそれを可能にしております、当事者や利害関係人の主張を丁寧に裁判所がくみ取っていただけるという仕組みがあつてのことだったというのを、改めてこの機会に理解するに至っております。新しい制度への期待が強い中、そういった丁寧な制度というものと迅速性というものの両立を図ることは極めて困難でありますけれども、御苦労いただいてまとめた「最終とりまとめ（案）」は、そのちょうどいいバランスの上に成り立っているのではないかと考えております。

今後の課題としましては3点ほど挙げられるかと思っておりますけれども、1つは、開示請求そのものの濫用防止については決定打がないという状況です。今後の実務の積み重ねが重要だとされている点、忘れずに取り組みたいと思っております。

2点目としては、任意開示の促進ということがうたわれておりますけれども、やはりプロバイダは任意開示の考え方というのはこれからも迷いがたくさんあると思っておりますので、非訟手続を通じて明らかになった事例なども参考にしながら、必要な場合には適切にブレーキを踏むということも必要だと考えております。この実務の平準化というか、これも軌道にのることを願っております。

そして、専ら海外のコンテンツプロバイダが関わってくる案件が非常に多いと思っておりますので、今回の報告書の隅々に書かれている内容が海外コンテンツプロバイダに適切に理解されるように、ぜひ総務省のほうでまた英語でレポートを出していただくようお願いしたいと考えております。

長々と失礼いたしました。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。皆様方から御発言希望をいただいているんですけども、時間の関係がございますので、では、北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。すみません、お時間のない中、ありがとうございます。私からは2点ほど申し上げたいと思っております。

1点目としては、今後の柔軟な対応ができるということが非訟のメリットですので、この点、先ほど垣内先生から御指摘ありました関係者の取組が重要となってくるという点、3点の御要望がありましたが、この点も含めて私も同意見でございます。

2点目として、中間とりまとめのときに、7月10日付で「中間とりまとめに関するお願い」と題する書面を複数の構成員の皆さんで出させていただきました。その中で、現在認められている匿名表現の自由と、あと通信の秘密の保障レベルを下げないようにすることという条件つきでお願いはさせていただいていると思います。今回の制度設計について、1点、事務局に御確認をさせていただきたいんですけれども、あくまでも被害者救済ですね、具体的には今回の資料の4ページの(3)の課題の解消が中心になる。先ほど垣内先生からも御指摘のあった2点の課題と共通する内容なんですけれども、こちらが中心になるんですが、こちらの被害者救済を目指しつつ、現在の匿名表現の自由などの保障の程度・レベルを今より下げないようにするという、今後の制度設計においてはそういった前提で細かい手続などを詰めていく必要があるのではないかと認識しております、こういった認識でそこがありませんでしょうかという点を確認させていただきたいと思います。

【曾我部座長】 では、事務局のほう、いかがでしょうか。

【小川課長】 はい、御指摘のとおり、そごございませぬ。

【北澤構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 どうでしょうか。もう一方ぐらい、もし一言だけ。では、上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 遅くに来てすみませぬ。

とりまとめ、非常に大変だったと思いますけれども、多数の方の意見を反映していただいていると思います。新しい制度をつくるというのは従前の制度との平仄なども含めて考慮すべき点が多く大変なことであるとは思いますが、今回、構成員の意見をきちんと多方面から反映していただいた意見書になっていると私は思いますし、今までのプロバイダ責任制限法の蓄積を踏まえた新しい取組は、私としてはぜひ進めていただきたいなと思っています。実際にこれから運用面に落とすところは大変だとは思いますが、今回のとりまとめ、私としては非常によく考えてくださっているなと思っていますので、その点だけ、ちょっと感想まで述べさせていただきました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

あともう一方ぐらい、どうしてもという方がおられれば、いかがですか。じゃあ、北條先生、お願いできますか。

【北條構成員】 北條です。ありがとうございます。

2点述べたいと思います。まず、コンテンツプロバイダの方々へのお願いとして、いわゆるなりすましとか乗っ取りとかいうのも発生しております。また、請求者の泣き寝入り防止するためにも、本人確認というか、本人認証ですかね、これをできるだけ強化していただきたいと思います。本人確認あるいは本人認証がきちんとできていないと、被害者からの開示請求があったとしても発信者を特定できないということになりかねないからです。それと、コンテンツプロバイダがアクセスプロバイダを特定しなくてはいけないのですけれども、その負担が軽減されるよう、共有の場への参画とか、あるいは情報共有の促進をお願いできればと思います。

2点目は、被害者として開示請求をする側の意識としては、開示請求が権利の濫用、請求権の濫用にならないこと、そして表現の自由に極力配慮していただいて萎縮効果が起きないようにすることというのをお願いできればと思います。

あと、事務局にちょっと確認したいんですけど、この新しい裁判手続については、いつ成立を目指すのかということをお見いただければと思います。

ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。事務局のほう、いかがですか、今の点。

【小川課長】 事務局の小川でございます。御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、現在、この「最終とりまとめ（案）」について御議論いただいて、この案が取りまとまりましたら、いただいた御提言を踏まえて検討してまいりますので、現段階ではいつということはまだ申し上げられませんが、しっかりといただいたものを受け止めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【北條構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そうしましたら、栗田先生、じゃあ、せっかくですので、簡潔にお願いします。

【栗田構成員】 すみません、時間のないところ。それでは、一言だけ申し上げます。

私の意見も「最終とりまとめ（案）」に盛り込んでいただいていますので、2点だけ簡単に申し上げます。

新しい手続であっても、当事者はプロバイダになりますが、情報開示された場合に不利益を受けるのは発信者という構造になっておりますので、発信者への権利利益への十分な配慮が必要になることを銘記いただきたいと思います。適切な運用が行われない場合には

表現行為の萎縮という問題が生じ得るのであって、今後の制度設計と運用に当たっても発信者の権利利益への十分な配慮をお願いしたいと思います。

また、これとも関連いたしますが、手続が濫用され、または開示された情報が悪用されることへの対策については、まだ難しい問題がございます。この点については今後とも議論を継続していただきますようお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点は「最終とりまとめ（案）」の中にも趣旨としては入っているかと思しますので、御意見として承りたいと思います。ということよろしいでしょうか。

そうしましたら、皆様方に最後、御確認申し上げたいのは、この最「最終とりまとめ（案）」につきましてこの内容で御了解いただけますでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。オンラインの先生方もよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、本「最終とりまとめ（案）」につきましては、今後、意見募集を行いまして広く御意見を伺うこととしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここで、鎮目座長代理より一言コメントをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【鎮目座長代理】 座長代理を務めさせていただいた学習院大学の鎮目です。

おかげさまで、本日、研究会として「最終とりまとめ（案）」をお示しする段階にまで到達することができました。このたび本研究会が示した提言は、現行法のそれよりも開示対象を拡大すること、それに加えて、ログを保全し、救済までの時間を短縮するために新たな非訟手続を創設するという、比較的大きな制度変更を伴うものになっています。現行制度の問題点を踏まえ、円滑な被害者救済を実現するために、一体、今、何が求められるのかという観点から、民事手続法に関する専門的知見をお持ちの先生方を中心に非常によく考え抜かれたものになっておりまして、本研究会の目的は十分に達成されたと考えております。

同時に、通信の秘密や表現の自由といった基本的な価値についても、それを損なうことがないように慎重かつ十分な配慮がなされている点も極めて重要な点でございまして、全体としてバランスのよい制度設計になっていると思います。

また、本研究会の提案は、発信者情報開示の訴訟実務、当事者であるプロバイダの実務に明るい構成員の皆様方による非常に丁寧な議論、言わば共同作業によってつくり上げられた案ですので、現実には即した有益な提言となっていると思われま

す。本研究会は、当初は、コロナ禍によって構成員間の議論が、慣れない、専らウェブ会議で行われるという状況で始まりましたが、丁寧な議論を積み重ね、社会に対し重要な意義を持つ提言ができたことと存じます。私自身も非常に多くのことを勉強させていただきました。今後、法改正に向けた作業が必要となりますが、ひとまず、曾我部座長、それから構成員の皆様方の御尽力に深く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

私からは以上でございます。

【曾我部座長】 鎮目座長代理、どうもありがとうございました。

私からも最後に一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、本当に真摯にこの議論に参加していただきました構成員の皆様方、それから献身的に調整に取り組んでいただきました事務局の皆様、心から御礼を申し上げたいと思います。

思えば、この研究会が4月に始まった時点では、必ずしも本格的な法改正というのは想定されておらず、もっとテクニカルな改善が念頭に置かれていたように思いますけれども、5月以降の状況変化によって大きく方向性が変わり、短期間で新たな裁判手続の創設という大規模な改革を検討するところになりました。

個人的なことを申し上げるのをお許しいただければ、私自身もSNSで情報発信をしております、安全運転を心がけてはいるものの、時には心ない言葉を浴びせられることもございます。より攻撃されやすい属性や状況にある人々がしばしばいわれない誹謗中傷を受ける、その痛み、苦しみを思うとき、迅速な救済のために多様で実効的な手段が用意されることの不可欠性というのを痛感するところです。

他方で、活力のある自由で民主的な社会を維持するためには表現の自由が極めて重要なことは言うまでもなく、このことは、私自身、憲法研究者ですので、研究の中で、あるいはSNSその他で実際に表現活動を行う中で実感として感じていることとございます。とりわけ一般市民が声を上げることのできるSNSにおいては、匿名表現の自由というのは重要です。本研究会での議論が行われた期間には、世論においては被害者保護を強調する傾向が強かったという印象もございますが、本研究会では、被害者保護と表現の自由とのギリギリのバランスを確保すべく真剣な議論が行われ、現時点で可能なベストな御提案が

できたというふうに思っております。

ただ、今回の「最終とりまとめ（案）」はあくまでも新たな制度のスケッチを描いたにすぎず、これまでの御発言にもありましたとおり、これから法文として具体化をし、さらに裁判所における運用として定着させる過程が残されております。今後、制度化及び運用に携わることになる皆様に対しては、この「最終とりまとめ（案）」の趣旨を最大限酌んでいただき、よい制度をつくり上げていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、新たな裁判手続をはじめ今回の提案に係る制度は、インターネット上の誹謗中傷対策の万能薬ではございません。関係省庁、関係事業者、それからインターネットのユーザーとしての国民それぞれが、この問題に注目が集まったことを意識を高めて、よりよいネット空間を築いていく契機にさせていただくことを期待しまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日は、総務省の谷脇総務審議官から、最後、御挨拶をいただけるということですので、どうぞよろしく申し上げます。

【谷脇総務審議官】 総務審議官の谷脇でございます。曾我部座長をはじめ構成員の皆様、またオブザーバの皆様におかれましては、本日も御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

これまでこの研究会におきましては、インターネット上の誹謗中傷などの権利侵害によって被害を受けられた方をどのように救うことができるかという視点から、発信者情報開示の在り方をめぐって様々な論点について御検討いただきまして、本日、「最終とりまとめ（案）」をお示しいたしました。

本研究会の構成員の皆様方には、大変お忙しい中、これまで10回の会合において毎回精力的に御議論いただき、その結果を取りまとめて今後の制度整備の方向性の案をお示しいたしましたことに、心より感謝を申し上げます。

今後、非常に重要な案件でございますので、広くパブリックコメントを実施し、国民の皆様からもさらなる御意見を頂戴する予定でございます。

構成員の皆様方には引き続き御苦勞をおかけいたしますけれども、年内にも最終とりまとめを取りまとめていただけるようお願いを申し上げます。どうもありがとうございます。

【曾我部座長】 谷垣総務審議官、どうもありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の中川でございます。

先ほど座長より御説明いただいたとおり、「最終とりまとめ（案）」につきましては、速やかに準備の上、事務局において意見募集手続を行ってまいります。

また、次回会合につきましては、別途、事務局から御案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございました。

以上をもちまして議事も全て終了しましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会の第10回会合を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。